

帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第34号

帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。